完了報告書(平成25年度)

提出者 石 洋

提出年月日 2014年3月30日

【プロジェクト名】

和文 「秦漢財産調査制度初探」

英文 「A Preliminary Study on the Property Survey System of the Qin and Han Dynasties」

【メンバー構成】

研究代表者 石 洋

幹事 なし

メンバー なし

【研究のねらいと目的】(600字程度)

秦漢帝国の賦税・徭役体系は古代の東アジア世界を代表する。特に漢代に出現した編戸民から家産の多少によって徴税税金する制度(不均等課税制度)は、漢代の財政体系に重大な影響を与えたのみならず、魏・晋ないし南北朝時代まで実行された戸調制の序幕を開き、その影響は両税法を実行した唐代以降にすら及んでいる。しかしながら、現在まで、不均等課税の出現には不明の点がかなり多い。こうした現状を齎してきた一つの要因は、不均等課税制度の基礎である財産調査制度が、体系的に認識されていないことにある。先行研究においては、財産調査の成立要因、秦漢時代における制度の変化などはほとんど意識されなかったため、制度の発達過程、それと財政との関係は不明のままであった。本課題は出土史料と伝世史料を利用し、財産調査制度の発生・発達の過程及び各時期の制度の有り様を考察して、それらの変遷が財政制度に与えた影響(歴史的位置)を明らかにする。

【活動の記録】

本課題の研究は主に基礎的史料の整理を中心に展開されてきたものである。ただ在来文献の整理・批判のみならず、新たに公開された木簡・竹簡史料を全般的に収集、それと在来文献の異同を対比する作業も不可欠である。そのため、研究経費の一部は最近出版された『江陵鳳凰山西漢簡牘』『文献通考』『山海経箋疏補校』『越絶書校釈』などの基礎史料の購入で使用した。また、本課題は基本的には財政史の研究とされるが、木簡学・金石学・制度史・法律史など周辺的分野においての最新の研究成果も吸収しなければならない。近年、『裘錫圭学術文集(全六巻)』・宋傑『漢代監獄制度研究』・『胡平生簡牘文物論稿』・辛徳勇『建元与改元』など相次ぎ出版されてきた。研究経費の一部はこうした研究著作の購入で使用した。前掲の諸研究には多く示唆に富む見解がみえ、若干の結論を本課題の報告書に用いる。

【成果の概要】(800 字程度)

秦漢時代の財産調査制度は、政府が編戸民の経済状況を把握する重要な手段である。漢代において、官府は戸を単位に家産調査を行い、徭役徴発・官吏任用・徙民・財産税徴収・貧民救済などの政策実施の参考とする。現在まで、上記政策と家産との関係を取り扱った論説は多数にのぼり、財産調査そのものをめぐる論説もいくつかあるが、概括して言えば、諸研究は多かれ少なかれ官僚制度・税制・徭役制度などに焦点をあてており、財産調査そのものの発達過程についてはほとんど留意されてこなかった。このような状況となった要因は、やはり史料の欠乏という点が大きい。

近年、張家山漢簡『二年律令』の解読が著しく発展を遂げた。一方、里耶秦簡と岳麓秦簡などの新史料が相次ぎ公開されつつあり、伝世文献の断片的記録との照合が可能になりつつある。研究環境は以前よりかなり改善されているのである。本稿は出土資料と伝世文献を整理して、秦漢時代の財産調査制度の変遷を復元することを試みる。

財産調査制度は戦国秦には既に存在しており(戦国斉に存在した可能性も否定できない)、その主要な目的は支配領域における調達ないし徴収可能な民間の資産を明らかにすることであり、また徭役の分配において「裒多益寡」という意図も含まれている。そのため、登録した財物は田地(恐らく宅地をも含む)、奴婢、馬牛など大家畜及びほかの「貨材」(金銭・穀物ないし衣器などを含むかもしれない)を包摂し、登録の際には、財物の個数のみを記し、銅銭による換算をしない。漢代に入ると、登録の財物の内容については大きく変更されることがないが、登録の手段が幾度かの改革を経て、過渡的に銅銭によって財産を換算するようになってきた。貨幣換算の改革は漢武帝の元朔初年に行われたと推定され、その目的は民間資産の総額を明らかにし、それを利用して国家財政の困難を緩和することにあった。ところが、この改革は最終的に財産調査の最も主要な目的を徭役徴発から賦税徴収へ移行することを促した。こうした移行は大体王莽期から後漢初期の間に完成し、それに伴って登録した財物の範囲が次第に拡大されていった。

巨視的に観察すれば、秦漢時代の財産調査の最も重要な変化は統計方法が単純な財物の個数のみの登録から流通貨幣による家産価値の換算への移行である。こうした変化は漢武帝期においてすでに完成し、その後、財産調査の中核的目的が徭役徴発から徴税へ移行することを促した。ここから初めて、不均等課税の幕は本格的に開き始め、曹魏時代の戸調制、西晋時代の戸調式ないし五世紀末・六世紀初以前の南北朝の賦税体系にまでその影響を及ぼしている。

【研究業績】

- ① 「戦国秦漢間「貲」的字義演変与其意義」(「戦国秦漢時代における「貲」の字義の変遷とその意義」)(中国語・一万三千字)『華東政法大学学報』(上海)二〇一三年第四期。
- ② 戦国後期至漢初財産刑的財政価値――以它與官府黄金收入之関係為中心」(「戦国後期から漢初にかけての財産刑の財政的価値――それと官府の黄金収入との関係を中心に」)(中国語・一万九千字)、香港中文大学『中国文化研究所学報』(香港)寄稿審査中。

【通信欄】			